

貧困旅行者一時扶助費支給取扱要領

昭和55年10月1日制定
平成26年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
[保健福祉部保健福祉総務課]

目的

第1 この要領は貧困旅行者（「行旅病人及行旅死亡人取扱法 明治32年法律第93号」の適用する者を除く以下同じ。）に対し旅費を支給する等一時扶助について必要な事項を定めることを目的とする。

支給対象者

第2 扶助費の支給を受けることができる者は、郡山市を通過する途上の旅行者で鉄道運賃又は食費を所持せず、かつ換金する物品がない貧困者又は紛失盗難等の突発的事情により旅行の目的が達せられなくなった貧困者となる。

支給額

第3 扶助費支給額は原則とし別表に掲げる駅までの鉄道運賃及び食費とする。

ただし、市長が特別の事情があると認めた貧困者には必要最低限度の額を支給することができる。

受領書

第4 扶助費の支給を受けようとする者に受領書（別紙様式）所定の項に自書させ受領印を徴する。

ただし、印鑑を所持しない者にあつては爪印でこれに代えることができるものとする。

附則

この要領は、昭和55年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

鉄 道 駅 名	J R 東北本線（上り）	鏡石駅まで
	J R 東北本線（下り）	二本松駅まで
	J R 磐越西線	猪苗代駅まで
	J R 磐越東線	船引駅まで
	J R 水郡線	泉郷駅まで
食事代（パン代）		300円以下

